

西尾市方式P F I問題関連事業者（エリアプラン西尾等）の議会招致を
求める請願書に対する原案賛成討論

鈴木規子

私は、本請願に原案賛成の立場で討論いたします。参考人招致を行うべきです。

請願者である西尾市民は「公開された市議会の場に、P F I問題の関連事業者エリアプラン西尾等を参考人招致し、この3年半、何に問題があったのか、誰に責任があるのかを検証し、解決方法を見出してほしい」としています。

多くの市民が、先の選挙戦で大きな争点となり、西尾市方式P F Iを強力に推進してきた当時の榊原市長ではなく、凍結・見直しを掲げた現市長が大差で勝利しました。多くの市民の支持を得た結果、見直しが行われているわけであります。

しかし、この3年半、見直しは順調には進みませんでした。

事業者が市の見直しを認めず、5施設の新設は宙に浮いたまま、調停は膠着状態です。

さらに、本年4月、事業者が一方的に行った「一色支所棟の仮囲い」に伴う増加費用をめぐる訴訟においては、中村市長が政治的判断として控訴をしなかったことを契機に、事業者側からの費用請求はとどまることを知らず、4月に3600万円、9月には8200万円と既に1億円を超えています。

いったいこれからどうなるのかと多くの市民が心配するのは当然です。

この1年以上、中村市長からは、市民への直接の事情説明が行われていません。市長の公約であった「説明責任を果たす」ことがない、これは極めて大きな問題であり、市民が不信感を抱くのは当然でありましょう。

一方、そうはいいながら、判決による支払い3600万円はともかく、議会では、市長提案の増加費用8200万円支払の議案は、賛成多数で可決していることを始めとして、幾多の事業者からの要求にも応じる姿勢を示しているわけです。議案に反対する議員がどれほど疑義を述べても、のれんに腕押しでも、僅差でも賛成が多数であれば可決となります。本請願についての議会質疑で、市側が「市長だけで行っているわけではない。すべて議会の議決を経ている」と答弁している通りです。

その意味では、請願者は市長にだけでなく、議会に対しても「しっかりせよ」「このままで良いのか」「どうやって解決に導くつもりなのか」と叱咤激励しているものと考えます。

当然のことながら、本請願を待つまでもなく、議会は自らの権限をもって、エリアプラン西尾を議会に呼ぶことができるのです。現に、これまでも議会内には、そういう声もありましたが煮詰まりませんでした。議会基本条例でせっかく設置を決めた「議員間討議」も一度も行われていないのです。P F I 問題こそ、議員間討議を重ね、議員が解決に向けての理解を深めるべきだと、私は強く思います。

本請願は、市民から市長だけでなく、議会もしっかりせよ！と突き付けられた要求であります。西尾市議会はその求めに真摯に応じるべきと考え、私の賛成討論とします。